

(公印・契印省略)

統計委第14号  
令和7年12月25日

総務大臣  
林芳正 殿

統計委員会委員長  
津谷典子

諮詢第201号の答申  
経済センサス-活動調査の変更について

本委員会は、諮詢第201号による経済センサス-活動調査（令和8年以降に実施する調査）の変更について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

## 1 本調査計画の変更

### (1) 承認の適否

令和7年12月10日付け總統令第91号、20251204統第2号により総務大臣及び経済産業大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審議した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号）第10条各号に掲げる要件のいずれにも適合しているため、「経済センサス-活動調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

### (2) 理由等

#### ア 報告を求めるために用いる方法の変更

本調査のうち甲調査（農林漁家等を除く全ての民営事業所を対象とした調査）では、報告を求めるために用いる方法（以下「調査方法」という。）として、直轄調査と調査員調査を併用して実施することを計画している。

このうち、調査員調査については、以下の方法により実施することを計画している。

i ) 存続事業所については、国が委託する調査実施事業者から調査対象事業所に対して、オンライン回答に必要な書類のみを先行して郵送にて配布し、オンラインにより取集する。

これらの調査対象事業所のうち、オンライン回答がなかった事業所に対しては、統計調査員が紙の調査票とオンライン回答に必要な書類を同時に配布し、オンライン、統計調査員又は市町村長が地域特性等を考慮の上で選択した場合に限り郵送により取集する。

ii ) 統計調査員により新たに捕捉された新設事業所については、統計調査員から当該事業所に紙の調査票とオンライン回答に必要な書類を同時に配布し、オンライン、統計調査員又は市町村長が地域特性等を考慮の上で選択した場合に限り郵送により取集する。

今般、能登地域 6 市町<sup>(注)</sup>では令和 6 年能登半島地震の復旧・復興に向けた対応や統計調査員の候補者の被災等により、調査員調査により調査を実施する一部の調査区において、統計調査員の確保及び配置ができない可能性が判明し、本調査の円滑な実施に支障をきたすことが懸念された。

このため、本申請では、統計調査員による調査が困難な調査区（以下「指定地域」という。）に所在する調査対象事業所（オンライン未回答事業所及び新設事業所）については、別途国が委託する民間の調査会社が、統計調査員の行う調査実施事務を代替して調査を行うことが可能となるよう、調査方法を変更する計画である（変更のイメージは図表 1 参照）。

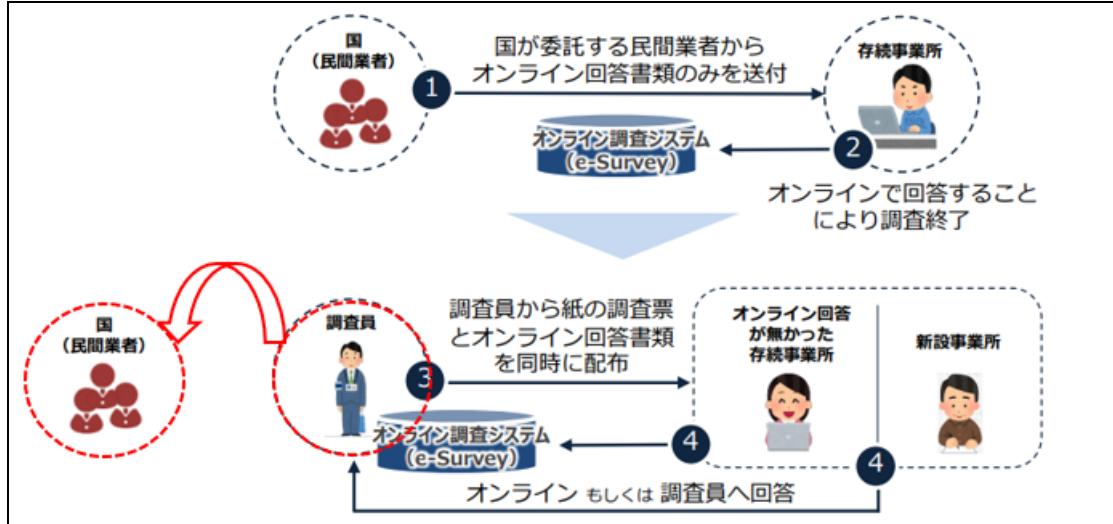
また、円滑かつ正確に調査を実施するため、調査実施者は、指定地域に所在する調査対象事業所（オンライン未回答事業所及び新設事業所）に係る調査について、以下の措置を講ずる予定である。

- i ) 民間の調査会社による調査が当初計画していた統計調査員による調査と同程度の質を確保できるよう、民間の調査会社に委託するに当たり、委託業務に従事する者として、基幹統計調査への一定の従事歴がある者等を指定し、また、民間の調査会社が調査スタッフに対して行う研修の資料を国が確認するなどの措置を講ずること
- ii ) 加えて、民間の調査会社による調査がかたり調査と誤解されないよう、調査スタッフに業務委託証明証を携帯・提示させるほか、国・石川県・市町のホームページ、関係用品を利用した周知も実施すること
- iii) さらに、実地確認に当たっては、新設事業所を漏れなく把握するため、通常の調査名簿に加えて直近の労働保険のデータなど行政記録情報を民間の調査会社に貸与するほか、調査対象事業所が円滑に回答できるよう郵送での提出を認めること

なお、当該措置を講ずる具体的な指定地域の確定については、調査実施者が、当該 6 市町から調査区に係る更なる現状報告を受けて検討し、令和 8 年 3 月までに行うこととしている。

（注） 石川県内の七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町の 6 市町を指す。以下同じ。

図表 1 調査員調査の変更イメージ図



これについては、

- i ) 一部の地域において、統計調査員による調査の円滑な実施に支障をきたす可能性が高いことを踏まえ、代替措置をあらかじめ講じておくものであり、令和 8 年調査の実施に向けて、能登地域 6 市町の現在の調査環境を踏まえると必要な措置であると考えられること
- ii ) 調査対象事業所の新設・統廃合等の状況を的確に把握するとともに、調査対象事業所への説明を丁寧に行う観点から、i ) のような状況を踏まえるとしても、可能な限り現地に赴き、対面による調査を実施することが適切であること
- iii) 事務を請け負う民間の調査会社に対して円滑かつ正確に調査を行うことができるよう、調査の質を確保するために必要な措置が講じられることから、適当である。

ただし、今後も災害等の発生により同様の事態が生じる可能性があることから、その参考となるよう、今回の措置に係る実査の状況について、適切に記録しておく必要があることを、後記 2 の「今後の課題」に掲げることとしたい。

また、被災地域においては、仮設事業所の設置等に伴う事業所の移転が多く発生することが想定されることから、令和 13 年に予定されている本調査に向けて、被災に伴う事業所の移転状況を把握する必要性について検討することを、後記 2 の「今後の課題」に掲げることとしたい。

#### イ 調査事項、集計事項及び使用する統計基準等の変更

本申請では、図表 2 のとおり調査事項を、図表 3 のとおり集計事項を、図表 4 のとおり使用する統計基準等を変更する計画である。

図表 2 調査事項の変更

番号	対象調査票	変更の内容	変更理由
1	・単独事業所調査票（鉱業、採石業、砂利採取業） ・複数事業所調査票（鉱業、採石業、砂利採取業）	「かんらん岩」及び「オリビンサンド」の生産数量（年間）を回答可能な形で表示	当該 2 品目はバスケット項目ではないことから、当然に生産数量（年間）も把握すべきであるところ、調査票上において、当該調査項目が削除されている記載となっているため
2	・複数事業所調査票（建設業、サービス業）	事業の業態区分の選択肢区分について、「販売」の文言を「卸売」又は「小売」に訂正	表現の適正化のため
3	・国、地方公共団体調査票	「種類」、「府省・団体別コード」、「府省名及び主管部局名、地方公共団体名」について、調査実施者側で事前に入力を行う旨の説明文に訂正	当該 3 項目は従前から国においてプレプリントを実施しているものであり、今回調査でも同様に国においてプレプリントの実施を予定しているが、調査票の説明文の記載が、プレプリントされないことを前提に入力等を求める内容になっているため
4	・国、地方公共団体調査票	「有期雇用者」の注釈の誤りを訂正	注釈の参照先に誤りがあるため
5	・複数事業所調査票（政治団体、宗教）	設問番号の誤りを訂正	設問番号に誤りがあるため

図表3 集計事項の変更

番号	対象集計事項	変更の内容	変更理由
1	事業所に関する集計 －産業横断的集計 －事業所数、従業者数	地域区分に「県庁所在市」を追加	前回調査において「県庁所在市」の区分を集計しており、今回調査においても「県庁所在市」の区分を集計する予定であるところ、「県庁所在市」の区分を削除している記載になっているため
2	企業等に関する集計 －産業横断的集計 －①企業等数、従業者数②経理事項等	集計対象の「複数事業所企業等」の「等」を削除	「等」は「個人経営」のみを想定したものであり、本集計に「個人経営」は含まれないところ、誤って「等」を記載しているため（既に集計事項一覧においては「個人経営を除く。」などの注記は付されているため実態上の変更を伴うものではない）
3	事業所に関する集計 －産業別集計 －製造業産業編	集計対象の「○人～○人以上」の「以上」を削除	表記の適正化のため

図表4 使用する統計基準等の変更

変更前	変更後	変更理由
<p>10使用する統計基準等</p> <p>■使用する→■日本標準産業分類□日本標準職業分類□その他（）</p> <p>□使用しない</p> <p>調査対象の範囲の画定及び調査対象事業所の産業分類格付に当たっては、日本標準産業分類を使用するとともに、集計結果の産業別の表示においても原則として同分類を使用する。</p>	<p>10使用する統計基準等</p> <p>■使用する→■日本標準産業分類□日本標準職業分類■その他（生産物分類（2024年設定））</p> <p>□使用しない</p> <p>調査対象の範囲の画定及び調査対象事業所の産業分類格付に当たっては、日本標準産業分類を使用するとともに、集計結果の産業別の表示においても原則として同分類を使用する。</p> <p>報告を求める事項のうち、製造品出荷額等に生産物分類（2024年設定）に準拠した品目分類を使用するとともに、集計結果の品目別の表示においても原則として同分類を使用する。</p>	<p>前回の諮問時（令和7年3月21日付け総政企第66号）に生産物分類の適用への対応等について審議され承認して差し支えないと答申されたところ、調査計画上の、「10使用する統計基準等」において記載が不足しているため。</p>

これらについては、いずれも、調査実施者において実査に向けて調査計画の内容を精査した結果確認されたものであり、調査実施者からは、統計委員会への諮問資料に誤記等があったことは遺憾であり、今後は複層的なチェックを充実させるなど再発防止を徹底するよう努めているとしている。

これについては、調査計画の内容を適切な記載に変更するものであり、適当である。

## 2 今後の課題

(1) 今後、災害等の発生に伴い、統計調査員による調査の実施が困難となった事態が生じた際の参考となるよう、指定地域における民間の調査会社による実査の実施状況について検証すること

(2) 災害等により、事業所の移転が多く発生することから、本調査が事業所母集団データベースの整備にも活用されていることを踏まえ、令和 13 年に予定されている本調査の企画において、被災に伴う事業所の移転状況を把握する必要性について検討すること

以上